

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	五五	○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件二件	五六
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	五五	○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件	五六
○生活保護法による指定医療機関が	五五	○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件	五六
		○随意契約の相手方を決定した件	五七
		指定を辞退した件	五六

告 示

福島県告示第六百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	指定年月日
野田循環器・消化器内科外 科クリニック	福島市北矢野目字原田五九一五	平成二十二年六月一日
岡ノ内クリニック	岩瀬郡鏡石町岡ノ内三〇六	同 年一月一日
やまうち整形外科クリニック	会津若松市東千石一四一七	同
佐藤歯科医院	会津若松市日新町一三三四三	平成二十二年一月二日

福島中央市民医療生協上松川診療所	福島市北沢又字番匠田五	平成二十二年八月二日
つげ歯科クリニック	福島市二子塚字前林二〇一一	同 月四日
八巻歯科医院	相馬市中村一八一一〇	同 年九月一日
スマイル薬局松川店	福島市松川町字天王原九四	同 月一日
スマイル薬局船引店	田村市船引町船引字南町通一一七一	同 同
クロバー薬局北店	福島市南矢野目字中屋敷五三一一八	同 月一日
すみよし薬局	会津若松市神指町大字南四合字幕内南八一	同 同
保原薬局宮代店	三 福島市宮代字前田二二一一	同 月二日
エール薬局千石店	会津若松市東千石一四一三	同 月一日
しゃくなげ訪問看護ステーション	福島市渡利字七社宮一一一	同 〇月五日

福島県告示第六百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十二年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	廃止年月日
野田外科胃腸科医院	福島市北矢野目字原田五九一五	平成二十二年五月三十一日
佐藤歯科医院	会津若松市日新町一三三四三	平成二十二年一月一日
八巻歯科医院	相馬市中村一八一一〇	平成二十二年八月三十一日
スマイル薬局松川店	福島市松川町字天王原九四	同 同
スマイル薬局船引店	田村市船引町船引字南町通一一七一	同 同
スマイル薬局本宮店	本宮市荒井字東学壇一〇一一	同 年九月

(社会福祉課)

ふれあい薬局本宮店 本宮市本宮字南町裡一〇九―一七 五日
 同 一月十五日
 しゃくなげ訪問看護ステーション 福島市渡利字舟場六六―三 同 年七月
 一九日
 (社会福祉課)

福島県告示第六百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十一条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
 平成二十二年十一月九日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤 雄 平
 指定辞退年月日
 ゆき歯科クリニック 双葉郡双葉町大字長塚字町西六一―三 平成二十二年九月一日
 二日
 渡部圭一歯科 会津若松市一箕町大字亀賀字藤原一八 同 年一〇月
 二―五 三〇日
 (社会福祉課)

福島県告示第六百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩・マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
 平成二十二年十一月九日

氏名 住所 施術所名 福島県知事 佐藤 雄 平
 指定年月日
 鈴木美穂 二本松市箕輪一― 中央在宅マッ 福島市三河北町二― 平成二十二年八月
 四三五 サージ ハココモゾン三〇六 月一日
 (社会福祉課)

福島県告示第六百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道

整備師を次のとおり指定した。
 平成二十二年十一月九日

氏名 住所 施術所名 福島県知事 佐藤 雄 平
 指定年月日
 永野修 郡山市喜久田町堀 明療ヘルスケア 本宮市字本宮塩田八 平成二十二年九月
 一 之内字古町五六一― ア鍼灸接骨院 二―一 月七日
 (社会福祉課)

福島県告示第六百八十二号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。
 その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十二年十一月九日

平成二十二年十一月九日

- 一 河川の名称 福島県知事 佐藤 雄 平
- 二 一級河川阿武隈川水系大滝根川 河川管理施設の名称又は種類
- 三 右岸堤防
- 四 河川管理施設の位置 郡山市横川町字前七十七番一地先から同市横川町字川原百九十二番一地先まで
- 五 道路管理者 郡山市長 原 正夫 郡山市朝日二丁目二十三番七号
- 六 管理の内容
- 1 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理(道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は同法第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。)
- 六 管理の期間 平成十八年十一月十日から道路の存続する日まで
 (河川計画課)

福島県告示第六百八十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
平成二十二年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
天王崎

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標
柱四号から急傾斜地崩壊危険区域として指定する件（昭和五十年福島県告示第二
八十一号）で指定した境界線（標柱六号から標柱八号までを結んだ線）に沿って標
柱一号に至る線に囲まれた土地の区域
いわき市常磐湯本町
字栄田 八十二番十三 一号
八十二番十 二号及び三号
八十二番五 四号

二一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
上ノ台

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標
柱八号から急傾斜地崩壊危険区域として指定する件（平成二年福島県告示第三百四
十四号）で指定した境界線（標柱十六号から標柱二号までを結んだ線）に沿って標
柱一号に至る線に囲まれた土地の区域
伊達郡川俣町小綱木
字上ノ台 二十一番二 一号
字上ノ台 二十五番一 二号及び三号
字上ノ台 八番 四号
字上ノ台 三十二番一 五号
字上ノ台 一番一 六号
字上ノ台 四十五番二 七号
字伸田 十番一 八号

三一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
牧沢

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線、標柱
七号と標柱八号を町道久保田・牧沢線の南側官民境界で結んだ線、標柱八号から標
柱十号までを順次結んだ線及び標柱十号から急傾斜地崩壊危険区域として指定する
件（昭和五十九年福島県告示第四百五十八号）で指定した境界線（標柱九号から標
柱一号までを結んだ線）に沿って標柱一号に至る線に囲まれた土地の区域
河沼郡柳津町大字牧沢

字居平 六百二十三番一 一号及び十号
六百三十三番一 二号
五百五十五番 三号
五百十三番一 四号
四百六十八番一 五号
二千四十六番 六号
四百七十五番一 七号
六百三十四番一 八号
二千五十番 九号

（砂防課）

公 告

公告第375号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける設計積算システム開発業務の委
託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は
特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」と
いう。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項
の規定により公告する。
平成22年11月9日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る特定業務の名称及び数量 設計積算システム開発業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成22年10月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 40,259,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由 特例政令第10条第1項第1号該当

（土木総務課）